

事業計画書目次

[健康福祉局]

19款1項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	19款1項1目 国民健康保険事業費 会計繰出金	27,552,868	15,867,440	27,509,681	16,346,167	43,187	△ 478,727	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	27,552,868	15,867,440	27,509,681	16,346,167	43,187	△ 478,727	

令和6年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	保険年金課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	1	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	国民健康保険事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	27,552,868	3,306,506	8,378,922	0	0	15,867,440
令和5年度	27,509,681	3,148,148	8,015,366	0	0	16,346,167
増▲減	43,187	158,358	363,556	0	0	▲478,727

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	27,487,714	27,868,314	27,552,868	27,552,868	27,552,868
	市債＋一般財源	17,018,107	16,735,212	15,867,440	15,867,440	15,867,440
決算	事業費	27,476,475	27,900,500			
	市債＋一般財源	16,752,542	17,100,108			

事業概要 (アクティビティ)	国民健康保険事業運営に要する人件費、事務費及び被保険者の保険料負担軽減等の経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。							
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標								
	実績								
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標								
	実績								

事業目的	<p>一般会計から国民健康保険事業費会計へ国民健康保険事業運営に要する経費を繰出することで、国民健康保険事業の安定的な運営及び被保険者の保険料負担軽減に寄与します。</p> <p>【保険基盤安定繰出金（保険料軽減分）】 所得が一定額以下の世帯に対する保険料軽減額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：県3/4、市1/4)</p> <p>【保険基盤安定繰出金（保険者支援分）】 所得が一定額以下の世帯に対する保険料軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【未就学児均等割保険料繰出金】 未就学児に対する均等割保険料軽減額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【産前産後保険料繰出金】 出産する被保険者に対する産前産後期間相当分の保険料免除額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【職員給与費等繰出金】 職員給与費及び事務費等を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。</p> <p>【出産育児一時金繰出金】 出産育児一時金支給額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (繰出率：出産育児一時金総額の2/3)</p> <p>【財政安定化支援事業繰出金】 保険者の責に帰すことができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目し、国保財政が受ける影響を勘案して算出した額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 <保険者の責に帰すことができない特別の事情> ・所得水準が低いことによる保険料の減 → 本市非該当 ・高齢者の割合が高いことによる給付費の増 → 本市該当</p> <p>【その他一般会計繰出金】 保険料負担の緩和及び保健事業等に要する経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。</p>
------	--

背景・課題	
根拠法令・方針決裁等	国民健康保険法第72条の3、第72条の4他

根拠・データ等	
事業スケジュール	
事業開始年度	昭和36年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	国民健康保険事業費会計繰出金	27,552,868	27,509,681	43,187	主に職員給与費等繰出金の増による増
	細事業合計	27,552,868	27,509,681	43,187		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	安永 麻美
	丸山 直樹	相澤 友之	